

知的所有権ニュース (2018年4月)

〒392-0015
長野県諏訪市中洲1602-3
三枝特許事務所
TEL:0266-53-4197
FAX:0266-58-8602
E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

暖かな陽気に梅に続いて櫻が迫いつくように咲き、あつという間に満開になりました。水仙やミツバツツジなども賑わいを見せ始めています。新たな年度が始まったばかりですが、諏訪では珍しい入学式の時期の花だよりとなりました。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやフアクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 特許法の改正について (不正競争防止法等の一部を改正する法律案)

去る2月27日に標記法律案が閣議決定され、国会へ提出されました。
上記法律案のうち、特許法の改正部分は以下の通りです。

A. 中小企業が知財を戦略的に活用しやすい環境を整備するため、全ての中小企業を対象に特許料等を半減する制度を導入する。

いままで(平成30年3月まで)は、ベンチャー企業などの特定の企業に限定して、特許料等の減免が行われてきましたが、改正法が施行されると、全ての中小企業が減免の利益を享受できるようになります。

B. 裁判所が書類提出命令を出すに際して、非公開で書類の必要性を判断できるようにするとともに、特許庁における判定制度の関係書類に営業秘密が記載されている場合にその書類の閲覧を制限できるようにするなど、知財紛争の処理に関する手続を充実させる。

裁判所が書類提出命令を出すに際して、非公開(インカメラ)で書類の必要性を判断できるようにし、また、上記手続に中立の技術専門家(専門委員)が関与できるようになります。さらに、判定手続についても、関係書類に営業秘密の記載がある場合、その閲覧を制限できるようになります。

C. 特許出願等における新規性喪失の例外期間の延長、特許料等のクレジットカード納付制度の導入、意匠の優先権書類のオンライン交換制度の導入、商標出願手続の適正化を行う。

特許・実用新案・意匠において、新規性喪失の例外期間(グレース・ピリオド)が、現行の6か月から1年に延長されます。また、商標登録出願の分割は、元の出願について手数料を納付していなければできないようになります。

なお、上記法律案には、上記事項以外に、不正競争防止法の一部改正と、工業標準化法の一部改正も含まれています。

2. 審査基準、審査便覧等の改訂

特許・実用新案審査基準、意匠審査基準、商標審査便覧の改訂が行われ、4月の審査から

既に適用が開始されているものもあります。

(1) 特許・実用新案審査基準（適用済み）

IoT関連技術やAI等の新たな技術の台頭に伴い、ソフトウェア関連発明が多くの技術分野で創出されるようになってきたため、これら様々な技術分野の審査官やユーザーが発明該当性や進歩性に関しソフトウェア関連発明に係る審査基準等の示す内容について十分理解したうえで判断を行っていく必要性が高まってきたことから、当該発明該当性や進歩性についての基本的な考え方が明確に理解できるものであるように改訂が行われました。

具体的には、ソフトウェア関連発明に係る審査基準について基本的な考え方を変更せずに発明該当性に関する明確化が図られました。また、「プログラム」、「プログラムに準ずるもの」、「ソフトウェア」、「データ構造」等の用語の定義や意味が加えられました。

(2) 意匠審査基準（4月10日以降、適用開始日未定）

国際意匠登録出願においてよく見られる意匠の記載不足に対応し、図面等の運用基準を緩和しました。例えば、以下の改訂が行われています。

①底面図の記載が不足する出願の願書及び図面の記載の取扱い

a 床面や卓上などに置いて使用するもの、b 車両などの重量物であって、使用時に持ち上げることがなく通常は底面を見られることがないもの、かつ、底面図が不足していても、他の願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であるものと認める。また、当該底面図の不足に関する意匠の説明の記載がなくても、意匠が具体的であるものとする。

②意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取扱い

「意匠登録を受けようとする部分」を特定するための説明がなくても、図面等の具体的な表現によって、願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」が明らかである場合は、当該意匠が具体的であるものと認める。

(3) 商標審査便覧（適用済み）

①地域未来投資促進法の適用による地域団体商標の商標登録出願に係る主体要件の明確化に係る改訂

②歴史的・文化的・伝統的価値のある標章からなる商標登録出願の取扱い及びそれに関連する改訂

③新しいタイプの商標に係る審査運用の更なる明確化に係る改訂

④商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用に係る改訂

特に、上記の④については、以下のように大きく運用が変更されます。

A. 類似群のカウント方法が変更されます。すなわち、1区分内における指定商品又は指定役務に付与されている類似群数が単純にカウントされます。例えば、現在1個としてカウントを行っている複数類似群が付与されている商品・役務についても、1個ではなく、付与されている数がカウントされます。

B. 使用事実又は意匠意思を示さずに指定できる1区分内における類似群の上限数は、現行の7個から22個へ大幅に増加します。

3. 不完全利用発明論（2）

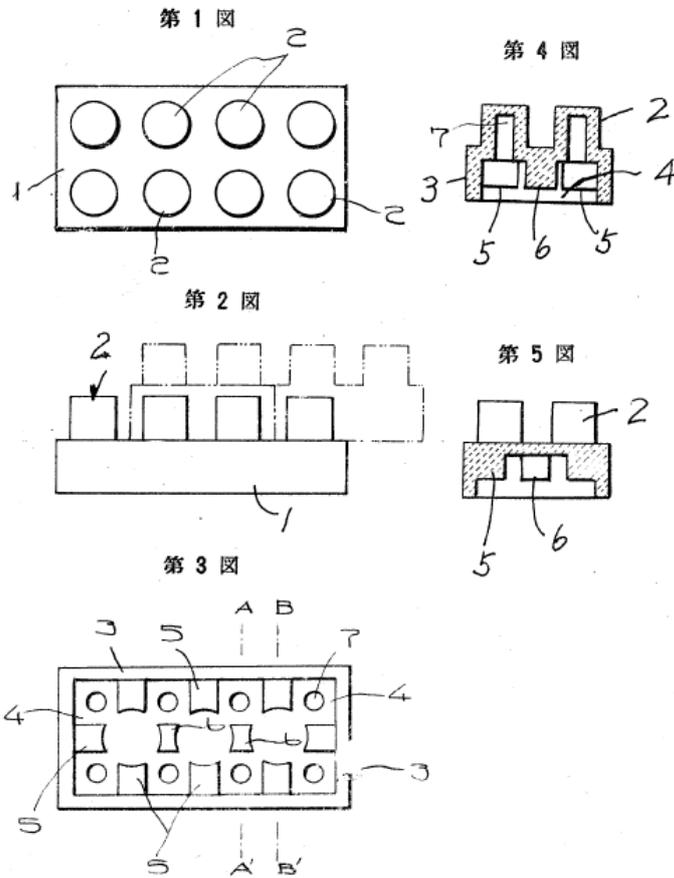
前回ご紹介しました昭和43年・45年：ブロック玩具事件について、今回は、特許明細書の記載内容について検討しようと思います。特許請求の範囲と特許図面を再掲します。

（特許請求の範囲）

形状のブロック主体1の上面に少なくとも2列の円形突起2、2を突出したブロック玩具において主体1を周縁3と上面を有し内部が底面に向けて開放した形状にすると共にその周縁の内部に前記円形突起が嵌合し得る空洞部分4、4を残して周縁3より内側に向って互い

に接続することのない劃壁5、5と中央部の中間片6、6とを設けてなるブロック玩具。

(特許図面)



ここで、特許明細書には、作用効果の説明文中において多くは劃壁5と中間片6と一緒に記述されていました。また、作用効果は以下の二点がありました。

[1] 突起に嵌合する穴を構成するために交差状の劃壁が設けられた従来のブロック玩具において、劃壁の交点の冷却速度が他の部分に比較して著しく遅くなって内部歪を生じ、変形したり上面に凹みを生じたりする欠点を除去することができる。

[2] 劃壁を互いに接続しないから相当の弾性を有し、従って円形突起を劃壁間の寸法に多少の誤差がある場合でも各円筒突起と空洞部分とをきっちり嵌合させることができる。

[特許明細書の問題点]

特許請求の範囲には、上述のように「周縁3より内側に向って互いに接続することのない劃壁5、5と中央部の中間片6、6とを設けてなる」という構成があり、一方で、特許明細書には、劃壁5と中間片6を設けることにより、上記の[1]と[2]の作用効果が得られる旨、記載されていました。

ところが、よく考えてみると、中間片6がなくても、劃壁5を互いに接続しないだけで上記の[1]と[2]の作用効果が得られることがわかります。

まず、[1]の作用効果は、劃壁5が交点で接続されていなければよいので、中間片6とは無関係です。また、[2]の作用効果は、中間片6があればなおさら各円筒突起と空洞部分とをきっちり嵌合させることができるようにも思われます。しかし、その理由として、「劃壁を互いに接続しないから相当の弾性を有」することが特許明細書中で挙げられていますので、[2]の作用効果についても、劃壁の弾性を必須要件とするのであれば、中間片6は

不要な構成要素であったこととなります。

すなわち、「周縁3より内側に向かって互いに接続することのない劃壁5と中間片6がある」から[1]と[2]の作用効果が生ずるという論理が厳密に言えば誤っていることとなります。[1]と[2]の作用効果が生ずるための必要十分条件は、「周縁3より内側に向かって相互に接続することのない複数の劃壁5がある」、或いは、「周縁3よりそれぞれ内側に向かう複数の劃壁5が相互に分断されている」ということになるでしょうか。

(次号につづく)

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

相談日（弊所担当）は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

平成30年 7月27日（金）：松本市役所

平成30年 8月24日（金）：松本市役所

平成30年10月12日（金）：飯田商工会議所

平成30年11月16日（金）：飯田商工会議所

・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：随時：予約連絡先：0266-72-2800（予約のみ対応）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533（4月は休み）

弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

平成30年 4月19日（木）：諏訪商工会議所

平成30年 5月15日（火）：テクノプラザおかや

平成30年 6月 6日（水）：下諏訪商工会議所

平成30年 7月17日（火）：テクノプラザおかや

平成30年 8月23日（木）：諏訪商工会議所